

建設関係の中小事業主の皆さんへ

平成29年4月1日以降に開始するトライアル雇用から

「建設労働者確保育成助成金」

若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コースを新設します

「若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース」は、経験の不足などから建設業への就職に不安のある若年者や女性を対象としてトライアル雇用を行う場合に、中小建設事業主が適切な指導・監督を行えるよう、その費用の助成を行い、トライアル雇用終了後の常用雇用への移行を促すことで、若年・女性労働者の確保を図ることを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。中小建設事業主の皆さんには、積極的に活用していただくようお願いします。

支給額

対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3カ月間）

トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））【月額最大4万円等】に、さらに本助成金の上乗せ支給を受けることができます。

対象中小建設事業主

次の全ての要件を満たした上で、トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））を受給した中小建設事業主が本助成金の支給対象となります。

- ① 支給申請時点で、「建設の事業」の雇用保険料率（14／1,000）※1の適用を受ける中小建設事業主※2であること
- ② 支給申請時点で、雇用管理責任者を選任していること

※1 平成29年度の雇用保険料率を引き下げるための法律案を国会に提出しています。仮に、法律案の内容が修正されずに国会で成立した場合、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの「建設の事業」の雇用保険料率は12／1,000となります。また、雇用保険料率は「労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書」または「労働保険料等納入通知書」で確認することができます。

※2 「中小建設事業主」とは、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下の建設事業主をいいます。

対象となる労働者

トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））の支給対象となった労働者のうち、次の全ての要件を満たした者が本助成金の対象者となります。

- ① トライアル雇用開始日時点で、35歳未満の若年者、または女性
- ② 主として建設工事※3現場での現場作業（左官、大工、鉄筋工、配管工など）に従事する者、または施工管理に従事する者
注）設計、測量、経理、営業などに従事する者は対象となりません

※3 建設工事の範囲については本リーフレットの裏面に記載しています。ここでの「主として」とは実労働時間の半分を超える時間を従事することをいいます。

＜ご注意＞

- ◆ 本助成金の受給には、トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））を受給した事が要件になりますので、ご注意ください。
- ◆ 本助成金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して2カ月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に支給申請書を提出する必要があります（支給申請書は厚生労働省ホームページ等で入手することができます）。また、トライアル雇用奨励金の支給申請と同時に申請する事が可能です。申請期限を過ぎると助成金を受給できなくなりますので、ご注意ください。
- ◆ トライアル雇用の途中で常用雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も変わりますので、速やかに事業所を管轄するハローワークまたは労働局へ連絡してください。
- ◆ ご不明な点は都道府県労働局・ハローワークの「建設労働者確保育成助成金」担当窓口までお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290306建港01

★お問い合わせ先：熊本労働局職業対策課：096-211-1704★

助成の対象となる「建設工事」の範囲

種類	建設工事の内容	建設工事の例示
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、等 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、等 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、等 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、等 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、等
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、等
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、等
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、等
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、等
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
ほ装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、等
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、等
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、等
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、等
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設備工事、内燃力発電設備工事、等
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、等
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、等
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、等
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事を伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、等
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、等
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、等
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴射、等
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※この他にも、建設工事現場の現場作業と認められるものであれば対象となる場合があります。

詳しくは、熊本労働局の「建設労働者確保育成助成金」担当窓口までお問い合わせください。☎096-211-1704